



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

1 在留申請の手数料 — 有料化・大幅引上げが予定されています

2026年7月 政令案・省令案

全業種・全在留資格に影響

施行：2026年10月1日予定

在留資格変更許可・在留期間更新許可・永住許可の手数料が、大幅に引き上げられる予定です。現在は変更・更新が窓口6,000円ですが、改定後は決定される在留期間に応じた金額になります。

改定後の手数料（在留資格変更許可・在留期間更新許可）

決定される在留期間	窓口申請	オンライン申請	差額
3月以下	10,000円	10,000円	—
3月超6月以下	18,000円	15,000円	3,000円
6月超1年未満	25,000円	21,000円	4,000円
1年	33,000円	27,000円	6,000円
1年超3年未満	48,000円	42,000円	6,000円
3年以上5年未満	64,000円	56,000円	8,000円
5年以上	75,000円	65,000円	10,000円

※改定前は、変更・更新のいずれも窓口6,000円／オンライン5,500円（在留期間による区別なし）でした。永住許可は窓口10,000円→200,000円になります。

※例外として、人道上の配慮を要する一定の方には減額（変更・更新は1万円まで、永住は2万円まで）、外交・公用の在留資格への変更等には免除の措置が設けられます。

① 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 在籍する外国人従業員の在留期限を一覧化し、2026年10月1日以降に申請となる件数と概算費用を試算する
- ✓ 手数料の負担者（会社／本人）を社内で決め、雇用契約書・社内規程・内定通知の記載を見直す

2 特定在留カード — 申請手の詳細が公表されました

入管庁HP掲載

マイナンバーカード一体型

マイナンバーカードと一体化した「特定在留カード」について、交付申請の対象者・申請時期・申請先・必要書類・留意点・Q&Aが入管庁HPで公表されました。あわせて、上記1の政令改正により、交付手数料の納付を要しない場合を拡げる改正（普及促進のため）も予定されています。

入管庁HP 「特定在留カード」	https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html 交付申請の手続根拠・手続対象者・申請時期・申請先・申請者・受領者・手数料・申請書と必要書類・代理人や取次者が受領する場合の必要書類・取得に当たっての留意点・Q&A
--------------------	--

① 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 特定在留カードを所持する従業員が出てくることを前提に、在留カードの確認方法と社内の案内窓口を整理しておく



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所

SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

3 1号特定技能外国人の「支援体制」の要件が厳格化されます

2026年7月28日 入管庁公表

施行：2027年4月1日

1号特定技能外国人への支援体制の要件が改正され、**2027年4月1日から施行**されます。自社で支援している企業も、登録支援機関に委託している企業も影響を受けます。

■ 主な改正点（5点）

No	改正の内容	企業実務への影響
①	支援責任者・支援担当者を、事業所ごとに常勤の役員又は職員から1名以上選任（兼務は可）	複数の事業所で受け入れている企業は 事業所ごと に常勤者が必要。非常勤者や外部の者では要件を満たしません
②	支援業務に従事できる者を支援責任者・支援担当者に限定	選任されていない担当者が事実上支援を行っている運用は認められません
③	支援責任者に養成講習の受講を義務付け	受講の計画が必要（※当分の間は未修了でも可）
④	登録支援機関が委託を受けられる特定技能所属機関の数は、支援責任者等1人当たり10機関未満	例：25機関から委託を受けるには3人が必要
⑤	支援責任者等1名当たり、支援できる1号特定技能外国人は50人未満	例：120人を支援するには3人が必要

※施行日前に登録申請をした登録支援機関は旧要件で判断されますが、**その後の更新申請では新要件**を満たす必要があります。委託先が新要件を満たせなくなると、登録の更新ができず支援を継続できない事態が生じ得ます。

❗ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ **自社支援の企業**：事業所ごとの選任状況（常勤性）と1人当たりの支援人数を点検し、受入れ計画を上限（1人50人未満）を前提に見直す
- ✓ **委託している企業**：委託先の支援責任者等の人数・受託機関数・登録期間の満了日を確認する

4 「技術・人文知識・国際業務」の派遣形態での就労 — 取扱いが改定

2026年7月13日 入管庁改定

人材派遣会社・派遣を受け入れる企業

技人国の在留資格で**派遣形態で就労する場合の取扱い**が改定されました。派遣元・派遣先ともに申請実務への影響があります。

派遣先の確定	申請時点で派遣先が確定していないと、許可等を受けることができません。必ず派遣先を確定させた上で申請してください
提出書類	令和8年3月9日申請分から変更されています。派遣労働に関する誓約書（派遣元用・派遣先用）、労働条件通知書、労働者派遣個別契約書等が必要です
研修がある場合の例外	採用直後の研修後でなければ派遣先が決まらない場合は、事情を踏まえた審査が行われます。この場合、 提出できなかった派遣先の誓約書は、派遣先決定後速やかに作成・保管し、次回更新申請時に提出 が必要です
在留期間・審査	派遣契約期間に応じた 在留期間 が決定されます。また、審査の際に派遣先に対しても 直接確認 が行われる場合があります

❗ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ **派遣元**：申請前に派遣先を確定させる運用に統一し、最新のチェックシートで提出書類を再確認する
- ✓ **派遣先企業**：入管から直接照会を受ける可能性を前提に、業務内容の説明を派遣元と整合させておく



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

5 育成就労 — 5分野の詳細ルール（別冊要領）が策定されました

2026年7月10日～21日 策定

外食業／ビルクリーニング／リネンサプライ／自動車整備／木材産業

技能実習に代わる新制度「育成就労」（2027年4月1日運用開始）について、**5分野の詳細ルール**が策定されました。分野ごとに、受入れ企業側に求められる要件が定められています。

分野ごとの主なポイント（受入れ企業側の要件）

分野（策定日）	転籍制限	事業所に求められる要件	その他の注意点
外食業 7月10日／農水省	2年	事業所設備の要件はありません。ただし 風俗営業・性風俗関連特殊営業の営業所での従事は不可 （旅館・ホテル内の営業所は例外的に可）	接待をさせてはいけません 。旅館・ホテル内の営業所で就労させる場合は、接待防止マニュアルの作成・相談体制の整備と、誓約書等の協議会への事前提出が必要
ビルクリーニング 7月14日／厚労省	1年	事業所が 建築物衛生法の「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録に係る営業所 であること	登録は 法人単位ではなく営業所単位 。有効期間6年で、更新しないと基準不適合になります
リネンサプライ 7月14日／厚労省	1年	施設が 日本リネンサプライ協会の衛生基準又は医療関連サービス振興会の寝具類洗濯業務に関する基準 の認定を受けていること	認定は 施設単位 。複数施設がある場合は認定を受けた施設に限られます。5分野で唯一、必須業務（審査基準）が公表済み
自動車整備 7月21日／国交省	2年	事業所が 道路運送車両法78条1項の認証（特定整備事業） を受けていること（二輪のみ・業務範囲限定の認証では不可）	5分野で最も要件が重い分野です 。①入国後講習で 指定教材を全て使用 、② 育成就労指導員の資格要件 （1級・2級整備士等）、③ 監理支援機関側にも協議会加入等の要件 があります
木材産業 7月21日／農水省	1年	事業所の 日本標準産業分類が対象 （121製材業・木製品製造業、1222合板、1223集成材、1224建築用木製組立材料、1227銘木、1228床板）であること	造作材・パーティクルボード・繊維板・木製容器、家具・装備品製造業（ 中分類13 ）は 対象外 。選別や包装のみの事業所も対象外

5分野に共通する要件

- ◆ 分野別協議会への加入は、育成就労計画の認定申請「前」に必要です。加入に時間を要するため、早めの手续が必要です。
- ◆ 雇用形態は**直接雇用に限られます**（派遣が認められるのは農業・漁業のみ）。
- ◆ 日本語は、就労開始前に**A1相当以上（JLPT N5等）**又は認定日本語教育機関での**100時間以上の講習**、育成終了時までに**A2.2相当以上（JLPT N4等）**が必要です。
- ◆ 技能実習を3年以上行っていた者は、育成就労計画の認定を受けられません（2年以上の者は対応表の業務区分以外は不可）。
- ◆ 転籍制限を2年とする外食業・自動車整備では、協議会が**設定・公表する昇給率以上**で1年目から2年目にかけて昇給させる必要があります。

① 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 自社の分野の**事業所固有の要件（登録・認証・認定・産業分類）**を事業所ごとに点検する。有効期間のあるものは更新スケジュールも管理する
- ✓ 分野別協議会への**加入手続**を、計画認定申請の前に完了させる
- ✓ 外食業・自動車整備で2年の転籍制限を設定する場合は、**昇給率を満たす賃金テーブル**を設計する → 弊事務所にご相談ください



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

6 「育成就労制度の概要」が改訂されました（令和8年7月改訂）

2026年7月27日 入管庁公表

育成就労を検討する全企業

制度の目的	技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。3年間の就労を通じて 特定技能1号水準の技能 を有する人材を育成します（運用開始：2027年4月1日）
対象分野	特定産業分野19分野のうち 育成就労産業分野は17分野 （設定がないのは 自動車運送業分野・航空分野のみ ）
計画の認定制 監理支援機関	外国人ごとに「 育成就労計画 」（期間3年以内、技能・日本語の目標等）を作成し、 外国人育成就労機構 の認定を受けます。監理支援機関は 許可制 で、技能実習制度の監理団体もあらためて許可が必要です
本人意向の転籍	一定要件の下で 本人意向による転籍 が認められます（転籍制限期間は分野ごとに1年～2年）。分野ごとの受入れ見込数は 受入れの上限数 として運用されます

7 特定技能1号の受入れ状況（令和8年3月末時点・速報値）

2026年7月3日 入管庁公表

受入れ見込数は受入れの上限として運用されます

在留者数は**404,527人**、受入れ見込数805,700人に対する充足率は**50.2%**、年間増加数は**105,373人**でした。分野によって充足率に大きな差があります。

分野	受入れ見込数	在留者数	充足率	年間増加数
外食業	50,000	47,714	95.4%	16,498
飲食料品製造業	133,500	96,367	72.2%	20,509
工業製品製造業	76,000	51,055	67.2%	9,957
介護	126,900	74,745	58.9%	26,332
建設	199,500	59,038	29.6%	12,962
ビルクリーニング	32,200	9,202	28.6%	2,560
合計	805,700	404,527	50.2%	105,373

※単位：人。上記は主な分野の抜粋（このほか農業54.5%、自動車整備52.4%、造船・船用工業49.0%、漁業32.7%、宿泊14.9%）。

■ 今月号の総まとめ — まずこの4つをご確認ください

対象	最優先のアクション
全業種	2026年10月1日から在留申請の手数料が大幅引上げ → 費用の負担者を決める （P.1）
特定技能	2027年4月1日から支援体制の要件が厳格化 → 事業所ごとの常勤選任と1人当たり50人未満 を点検（P.2）
技入国・派遣	派遣形態での就労は 申請時に派遣先が確定していないと不許可 （P.2）
育成就労5分野	5分野は 事業所固有の要件と協議会加入 を先に確認（P.3）

▶ お問い合わせ先

白崎識隆法律事務所・白崎FHR経営労務事務所

E-mail	info@shirasaki-law.com	所在地	〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目1番4号 五高ビル702号
公式HP	https://www.shirasaki-law.com	TEL/FAX	TEL 06-6356-2027 / FAX 06-6356-2028
外国人HP	https://www.shirasaki-law.com/global/		

本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的アドバイスを構成するものではありません。参考：入管法施行令・入管法施行規則等の改正予定に係る政令案・省令案、入管庁「特定在留カード」「特定技能1号の受入れ見込数及び在留者数（令和8年3月末時点・速報値）」「1号特定技能外国人への支援体制に係る要件の改正について」「技術・人文知識・国際業務をもって派遣形態で就労する場合の取扱いについて」「育成就労制度の概要（令和8年7月改訂）」、育成就労制度運用要領別冊（5分野）。